

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		景観計画区域内における行為に対する原状回復等の命令	
根拠条例・規則等名		景観法	
条 項		第 1 7 条 第 5 項	
所 管 部 課		都市局北部都市計画事務所都市計画指導課（電話：048-646-3178） 都市局南部都市計画事務所都市計画指導課（電話：048-840-6178）	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、基準を設定することが困難である。)	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
備 考			